

平泉の文化遺産「登録延期」に

7月2日から10日までカナダのケベック市で開かれた第32回ユネスコ世界遺産委員会は6日(現地時間)、当市の骨寺村荘

園遺跡を含む「平泉―浄土思想を基調とする文化的景観―」の世界遺産登録について、「登録延期」(※)を決議しました。



「平泉―浄土思想を基調とする文化的景観―」を構成する資産の一つ、骨寺村荘園遺跡のある本寺地区(6月10日撮影)

5月、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議(イコモス)が「登録延期」を勧告。これを受けて、追加説明の資料作成や委員国への支援の働きかけなど、政府や県、関係市町による登録実現に向けた懸命の努力が行われましたが、最終的に勧告どおりの決議となりました。

※「登録延期」：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの、推薦書を再提出した後、再度イコモス

の審査を受ける必要があります。

「登録延期」という、非常に残念な結果でありましたが、これまで頑張ってきた関係機関の皆様へ、感謝申し上げます。5月に示された「登録延期」というイコモスの勧告を受け、外務省文化庁、岩手県、関係市町と連携しながら、説明資料を作成し、世界遺産委員会の委員国に説明を行ってまいりましたが、「平泉の文化遺産」の価値を証明し尽くせなかったことは大変残念であります。しかし、「平泉」の価値が否定されたということではないと理解しており、今後につきましては、外務省文化庁、関係市町と協議の上、3年後の平成23年の登録を目指してまいりたいと考えております。

一 関市長 浅井東兵衛

「もちの里」いちのせき

おもちゃものがたり



③ 伝統的なもち食文化の伝承

〜もちのルーツ〜

当地方のもち文化伝承事業の一端として、まず日本のもち文化の起源について考察してみたいと思います。滋賀県の琵琶湖西岸のまち、志賀町に小野神社があります。そこでは日本で初めてもちつきが行われたとされ、米餅搗大使主命(しとき)つきおおかみぬしのみことというもちの神様が祭られています。今でも11月2日には、もちの原型と言われる「しとき(桑)」を作って神に捧げるお祭りが行われています。

よく洗って一晩水に浸したもち米をきねで少しずつつき、十分な粘りが出たら丸めて稲わらの包みに入れ、わらの両端をあざなつてつるしたもの「しとき」。これを、神様に奉納するのです。古代、水稲栽培の技術が次第に進歩し、全国に広がっていくことで稲作が国の経済基



平成8年の「全国もち文化フェスティバル」で展示されたもの。「しとき」の原型をとどめている

第16回市議会定例会

「ふるさと応援寄附条例」など可決

第16回市議会定例会は6月10日から24日までの会期で開かれ、専決処分6件が報告されたほか、国民健康保険税条例の一部改正(内容については広報6月15日号と同時に配付の「国保だより」をご覧ください)や、当市のまちづくりに関し、専決処分6件が報告されたほか、「ふるさと応援寄附」制度設立に関する条例制定など、市長提出の12件の議案などがいずれも可決、承認されました。

報 告

専決処分6件の報告について(2件) Ⅱ▽千厩地域の町浦地内において市道の側溝ふた受け枠が

損傷していたため発生した車両物損事故▽当市職員が公務中に起こした車両物損事故―に、損害を与えた相手方に対して賠償すべき額について、市長専決条例の規定により専決処分したので、報告するもの

▼継続費の通次繰越しの使用について Ⅱ大原中学校耐震改修事業および文化創造施設整備事業の継続費について、合わせて1億6633万7500円を20年度に通次繰り越ししたので、報告するもの

▼緑越明許費の使用について (2件) Ⅱ▽境橋架け替え県事業負担金ほか8事業について、合わせて4億4272万3千円▽千厩公共下水道整備事業について、2600万円を20年度に

承 認

国民保護計画の変更の報告について Ⅱ国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、報告するもの

▼専決処分について(2件) Ⅱ▽胆江地区の一部事務組合の統廃合に伴う、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および組合規約の一部変更の協議に関し、専決処分したものの▽地方税法等の一部を改正する法律が20年4月30日に公布され、同日施行されたこと

に伴い、熱損失防止改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設など、市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、報告するもの

議 案

▼国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について Ⅱ地方税法等の一部を改正する法律が20年4月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税額に後期高齢者医療制度の創設による後期高齢者支援金等課税額を追加するなど、所要の改正をしようとするもの

▼20年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号) Ⅱ国民健康保険税条例の一部改正に伴い、国民健康保険税に後期高齢者支援金分現年度課税分の新設および課税限度額が変更になることにより、所要の補正を行うもの

▼ふるさと応援寄附条例の制定について Ⅱふるさとを愛し、応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、その寄附金を活用して事業を行い、活力と魅力あるまちづくりを推進しようとするもの

▼市税条例の一部を改正する条例の制定について Ⅱ地方税法等の一部を改正する法律が20年4月30日に公布されたことに伴い、個人の市民税に係る寄附金の控除方式の変更、公益法人制度の改正による法人市民税の均等割の変更など、所要の改正をしようとするもの

▼水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について Ⅱ千厩地域水道事業の取水地点の変更に伴い、認可申請を行うため、給水人口など所要の改正をしようとするもの

▼20年度一般会計補正予算(第1号) Ⅱ県支出金の内定に伴う障害者自立支援特別対策事業費の追加および放課後児童健全育成事業所の新設に伴う児童クラブ運営委託料の追加など、3581万9千円を追加補正

▼財産の取得について Ⅱ一関南消防署に配備している車両を更新するため、災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車1台を3654万円で購入しようとするもの

▼裁判上の和解について Ⅱさいたま地方裁判所越谷支部平成19年(ワ)第352号損害賠償請求事件に関し、裁判所から和解案の提示を受け、原告太田油脂産業株式会社と和解することについて、議会の議決を求めるもの

▼20年度一般会計補正予算(第2号) Ⅱさいたま地方裁判所越谷支部平成19年(ワ)第352号損害賠償請求事件の和解に伴い587万6千円を追加補正

▼人権擁護委員の推薦について Ⅱ人権擁護委員3名が9月30日をもって任期が満了となることに伴い、新妻由利子氏、小山太郎氏、葛西功成氏の3氏を適任と認め、法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるもの